hi-ho ひかり利用規約

第 1 条（本規約の適用）

この利用規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社ハイホー（以下「当社」といいます）が提供する「hi-ho ひかり」（以下「本サービス」といいます）をご利用いただくに当たり、本サービスの契約者（以下「契約者」といいます）と当社との間の本サービス提供に係るすべての関係に適用されるものとします。

第 1 条の 2（電気通信事業法に基づく提供条件概要説明等）

1. 契約者（契約者になろうとする者を含み、以下本項及び次項において同じとします。）は、本サービスの提供に関連して、当社が電気通信事業法に基づき行う提供条件概要説明について、当社が説明書面の交付に代えて、契約者が登録した連絡先に対し電子メール（SMS サービスを含みます。）を送信する方法又は当社所定のウェブページにて開示の上閲覧に供する方法その他電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則により許容される方法により説明することを承諾するものとします。なお、 本項の定めは、2026 年 10 月 31 日以前に本サービス利用の申し込みをした方については、当社が別途個 別の了解を得た日または 2027 年 2 月 1 日のいずれか早い日以降に適用し、2026 年 11 月 1 日以降に本サービス利用の申し込みをする方については、当該申し込みの日以降に適用するものとします。
2. 契約者は、本サービスの提供に関連して、当社が電気通信事業法その他の法令に基づき行う書面交付について、当社が原則として、契約者が登録した連絡先に対し電子メール（SMS サービスを含みます。）を送信する方法又は当社所定のウェブページにて開示の上閲覧に供する方法（いずれの場合も Adobe Acrobat Reader で閲覧可能な PDF ファイル形式又はインターネットブラウザソフトを利用する形式とします。）により行うことを承諾するものとします。ただし、契約者が個別に物理的な書面交付を希望し、当社に申し出た場合には、当社はこれに応じるものとします。

第 2 条（hi-ho 個人会員規約との関係）

本規約は、hi-ho 個人会員規約の一部を構成するものとし、本規約に規定されていない事項については、hi-ho 個人会員規約を適用するものとします。また本規約と hi-ho 個人会員規約が異なる規定をなした場合は、その規定に限り、本規約を優先して適用するものとします。

第 3 条（本サービスの内容）

本サービスは、当社が NTT 東日本株式会社（以下「NTT東日本」といいます）または NTT 西日本株式会社（以下「NTT西日本」といい、また「NTT東日本」と総称して「NTT」といいます）から光コラボレーションモデルとして提供を受ける卸電気通信役務を利用した光アクセスサービス（インターネットプロトコルによる相互通信及び動的に割り当てるインターネットネット接続サービス）並びに当該役務を利用した光 IP 電話サービス(付加サービスを含みます。) を hi-ho ひかり電話として提供するサービスとします。なお、本サービスのサービス内容については、本規約および hi-ho ひかり重要事項説明書の定めに従うものとします。また本規約と hi-ho ひかり重要事項説明書が異なる規定をなした場合は、その規定に限り、本規約を優先して適用するものとします。

■hi-ho ひかり

サービスタイプ	光コラボレーションモデル提供エリア及び提供回線品目		回線速度
	東日本エリア	西日本エリア	

hi-ho ひかり ファミリーコース	フレッツ 光ネクスト/ファミリータイプ	フレッツ 光ネクスト/ファミリータイプ	最大 100Mbps
	フレッツ 光ネクスト/ファミリー・ハイスピードタイプ	フレッツ 光ネクスト/ファミリー・ハイスピードタイプ	最大 200Mbps
	フレッツ 光ネクスト/ギガファミリー・スマートタイプ	フレッツ 光ネクスト/ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 隼	最大1Gbps
	フレッツ 光ネクスト/ファミリー・ギガラインタイプ		最大1Gbps
hi-ho ひかり マンションコース	フレッツ 光ネクスト/マンションタイプ	フレッツ 光ネクスト/マンションタイプ	最大 100Mbps
	フレッツ 光ネクスト/マンション・ハイスピードタイプ	フレッツ 光ネクスト/マンション・ハイスピードタイプ	最大 200Mbps
hi-ho ひかり マンションコース	フレッツ 光ネクスト/ギガマンション・スマートタイプ	フレッツ 光ネクスト/マンション・スーパーハイスピードタイプ 隼	最大1Gbps
	フレッツ 光ネクスト/マンション・ギガラインタイプ		最大1Gbps
hi-ho ひかり ライトプラン （ファミリーのみ）	フレッツ 光ライトプラス	フレッツ 光ライトプラス	最大 100Mbps
hi-ho ひかりクロス ファミリーコース	フレッツ 光クロス	フレッツ 光クロス/ファミリータイプ	最大概ね 10Gbps
hi-ho ひかりクロス マンションコース	フレッツ 光クロス	フレッツ 光クロス/マンションタイプ	最大概ね 10Gbps

■hi-ho ひかりオプション

サービス名	サービス概要		
hi-ho ひかり電話	基本サービス	当社が NTT から光コラボレーションモデルとして提供を受ける光 IP 電話サービスを提供するもの	
	付加サービス	発信元番号表示	発信者の電話番号を電話機等のディスプレイに表示する機能を提供するもの
		非通知番号ブロック	電話番号を通知しない発信者に対して音声ガイダンスを流して電話番号の通知を要求する機能を提供するもの

		割り込み電話着信	通話中に別の発信者から着信があった場合に、最初の発信者との通話を保留にし、後発の発信者との通話を可能にする機能を提供するもの
		迷惑電話ブロック	迷惑電話登録を行った番号から着信があった場合に、発信者に対して音声ガイダンスを流して着信を拒否する機能を提供するもの
		ボイスワープ	かかってきた電話を外出先の別の電話で受けることができるもの
		着信お知らせメール	不在時でも電話の着信をメールで通知するもの
hi-ho ひかり電話 A	当社が NTT から光コラボレーションモデルとして提供を受ける光 IP 電話サービスを提供する「ひかり電話」に付加サービス「発信元番号表示」「非通知番号ブロック」「割り込み電話着信」「迷惑電話ブロック」「ボイスワープ」「着信お知らせメール」上記全てをパックにして提供するもの		
hi-ho ひかり リモートサポートサービス	「hi-ho ひかり オンラインパソコン教室」に定めるカリキュラム及び、「hi-ho ひかり リモートサポートサービスオプション」（サポート対象機器、ソフトウェア及びサービスとサポート範囲）に定める機器、ソフトウェア及びサービスを提供するもの		
hi-ho ひかりテレビ	当社が提供する hi-ho ひかりテレビ伝送サービス（NTT のフレッツ・テレビ伝送サービスを利用して当社が提供するサービスをいいます。）とスカパーJSAT 株式会社が提供するテレビ視聴サービスの契約により、地上／BS デジタル放送が受信できるようになるサービスをいいます。なお、テレビ視聴サービスの契約は、スカパーJSAT 株式会社が定める内容により、スカパーJSAT 株式会社と契約者の間で締結されます。		
hi-ho ひかりクロス 対応ルータレンタル	当社が NTT から光コラボレーションモデルとして提供を受けるフレッツ光クロス対応のルータをレンタル提供するもの		

第 4 条（本サービス利用にあたっての条件）

1. 契約者は、本サービスを利用するためには、当社が別途定める「hi-ho 個人会員規約」に基づく契約を締結することを条件とします。なお、既にこれらの契約を締結済みの場合は、新たに締結し直す必要はありません。
2. 本サービスの提供区域は、当社が別途指定するものとします。
3. 本サービスの契約者に割り当てられるインターネットネットワークアドレスは動的なものであり、また、当該インターネットネットワークアドレス以外のインターネットネットワークアドレスを利用して本サービスを利用することはできません。
4. 本サービスにおいて利用する回線は、当社を経由して新設する他、契約者と NTT との契約において敷設が完了した光ネクスト回線または光クロス回線（以下「既設回線」とします。）を当社の定める条件のもとに、転用することができます。 なお、転用する場合で、サービスタイプ「B フレッツ」「フレッツ 光ネクスト」間での変更または、「フレッツ 光ネクスト」「フレッツ 光ライト」「フレッツ 光ライトプラス」から「フレッツ光クロス」へのタイプ変更を行う場合は、オプション契約事務手数料と品目・タイプ変更工事費が発生し、第 8 条に定める利用料金とは別途、契約者は当社に対して支払うものとします。
5. 既設回線を本サービスにおいて利用する回線に転用する場合にあっては、以下の条件が適用されます。
   (i) 既設回線に係る NTT の契約者と、本サービスに係る当社サービス契約の契約者が同一である必要があります。
   (ii) NTT から取得した既設回線に係る転用承諾番号の有効期限について、当社が別途指定する日数以上の残日数がある必要があります。

(iii) 本サービスに係る当社サービス利用の新規申込を行う場合にあっては、当該新規申込と同時に、転用承諾番号を当社に通知する必要があります。

6. hi-ho ひかり電話の利用には、以下の条件が適用されます。
   (i) 契約者は、hi-ho ひかり電話の付加サービスの利用にあたり、当社の定める条件のもとに、IP 電話番号のポータビリティ制度（電話番号を変更することなく、IP 電話サービスの提供を受ける事業者を変更することをいい、以下「LNP」とします。）による転入又は転出を行うことができます。
   (ii) hi-ho ひかり電話の付加サービス「非通知番号ブロック」を利用するには、hi-ho ひかり電話の付加サービス「発信元番号表示」の利用の申込が必要です。
   (iii) hi-ho ひかり電話の付加サービス「発信元番号表示」を利用するには、発信元番号表示対応の電話機が必要です。
7. LNP 転入には、以下の条件が適用されます。
   (i) 転入元事業者の契約者と、hi-ho ひかり電話に係る当社サービス契約の契約者が同一である必要があります。
   (ii) 対象となる回線に係る転入元事業者との契約を解除又は利用休止していただく必要があります。
   (iii) hi-ho ひかり電話の申込と同時に LNP 手続きを行う必要があります。
8. 契約者は、当社が指定する貸与機器(回線終端装置、その他当社が貸与機器として指定する物品をいいます。以下本別紙において同じとします。)以外の通信手段を用いた本サービスの利用、及び本サービスにおいて当社が指定する PPPoE 接続または IPoE 接続の接続先以外への接続による通信を行ってはならないものとします。
9. hi-ho ひかり電話の付加サービス「発信元番号表示」を利用するには、発信元番号表示対応の電話機が必要です。
10. hi-ho ひかり テレビをご利用いただくには、端末設備等を契約者の宅内に設置する必要があります。また、地上デジタル／BS デジタル放送のご視聴には、地上デジタル／BS デジタル対応テレビまたはチューナーが必要となります。
11. 契約者は、当社が貸与する貸与機器につき、次の事項を遵守するものとします。
   (i) 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他貸与機器としての通常の用途以外の使用をしないこと
   (ii) 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器について、賃与、譲渡その他の処分をしないこと
   (iii) 貸与機器を日本国外に持ち出さないこと
   (iv) 貸与機器を善良な管理者の注意をもって管理すること
12. 契約者は、次に掲げる事由に該当するときは、遅滞なく貸与機器を当社に返還するものとします。
   (i) 本サービスに係る hi-ho とのサービス契約が事由の如何を問わず終了した場合
   (ii) 前記に掲げる他、貸与機器を利用しなくなった場合
13. 契約者は、貸与機器に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知すると供に当該貸与機器を当社に返還するものとします。
14. 貸与機器の故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、当該貸与機器の回復に要する費用として当社が定める金額を支払うものとします。
15. 契約者は、貸与機器を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとします。
16. 契約者は、当社に対し、亡失品の回復に要する費用について、亡失負担金として当社が定める金額を支払うものとします。
17. 亡失品は、契約者の責任において、法律に従って処分するものとし、亡失品が発見される等の事情により当社に対して返還又は送付された場合であっても当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。
18. 契約者は、本サービスの契約において当社から提供を受けた役務、貸与機器、その他一切について第三者に販売(有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。)してはならないものとします。
19. 本サービスの利用料に係る消費税が免税扱いとなる大使館、領事館、在日米軍等は、本サービスを申し込むことができません。
20. 本サービスにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項は、次のとおりです。
   (i) 回線品目（提供エリア及び回線終端場所の変更を伴わない場合に限ります。また、変更後の回線品目に応じて自動的に料金プランが変更される場合があります。）
   (ii) 回線終端場所（提供エリアの変更を伴わない場合に限ります。また、変更後の回線終端場所に応じて自動的に料金プラン及び回線品目が変更される場合があります。）
   (iii) hi-ho ひかり電話の追加及び削除
   (iv) hi-ho ひかり電話における付加サービスの追加及び削除
21. 本サービスにおいて、契約者からの解除が効力を有する日は、次のとおりです。

(i) 本サービスにおいて、契約者の通知による解除の効力は、当該通知後、本サービスにおいて利用する回線の廃止日として当社が NTT から指定を受ける日とします。

(ii) hi-ho ひかり電話において、契約者が、転入先事業者に対し LNP による転出を通知し、当社が NTT より当該事実に関する通知を受領した場合は、hi-ho ひかり電話及び hi-ho ひかり電話の付加サービスの削除を通知したものとみなされます。

第 5 条（本サービスの利用申込み）

1. 本サービスの利用希望者は、本サイト上で、当社所定の方法に従って本サービスを申し込むものとします。
2. 本サービスの利用希望者が、本サイト上で、本サービスの利用を申し込むことに「同意する」を選択した時点で、本サービスの利用希望者は、hi- ho 個人会員規約および本規約を承諾したものとみなします。
3. 本サービスで当社が提供していない付加サービスで、NTT が提供する付加サービスについては利用を希望する場合、本サービスの利用希望者が直接NTTに申し込むものとします。

第 6 条（本サービスの利用契約の成立）

本規約に基づく契約者と当社との契約は、前条に定める本サービス利用希望者の同意に基づき、当社がその利用希望者を本サービスの契約者として登録した時点をもって成立するものとします。ただし、hi-ho 個人会員規約に基づく当社との契約が成立しなかった場合、本規約に基づく契約者と当社との契約は、その効力を失うものとします。

第 7 条（諸規定等）

当社が本サイト上に定める利用条件、利用方法、利用料金、その他本サービスに関する規定（以下総称して「諸規定等」といいます）は、本規約の一部を構成するものとします。なお、本規約の定めと諸規程等の定めが異なる場合は、諸規定等の定めが優先して適用されるものとします。

第 8 条（利用料金）

1. 当社が提供する本サービスには以下の料金がかかります。本サイトに別途定める通りとします。
   (i) 初期費用
   (ii) 月額利用料（本サービスおよび本サービスで利用できる付加サービス等）
   (iii) ユニバーサルサービス料
   (iv) 機器利用料
   (v) 工事費用
   (vi) 解約違約金
   (vii) 電話リレーサービス料
   (viii) hi-ho ひかり電話 通話料
2. 契約者は、当社が提供する hi-ho 関連サービスの利用料金を、当社所定の方法に従って、当社に支払うものとします。
3. 当社が本サービスにおいて提供しない付加サービスで NTT が直接提供する付加サービスの利用料金については、直接 NTT から請求されるものとします。
4. NTT の責めに帰すべき事由により、NTT 及び NTT が別途定める協定事業者の電気通信サービスを全く利用し得ない状態が生じた場合において、その補償を当社が NTT 及び NTT が別途定める協定事業者から受けた場合は、契約者に対し当該補償額を均等に返還します。

第 9 条（サービス利用情報等の開示）

契約者は、当社が本サービスを契約者に提供するにあたり、以下の情報をNTTおよびサービス提供に必要な他の事業者にとの間で開示することについて、あらかじめ承諾することとします。

1. 契約者による本サービスの利用情報（付加サービス利用料、機器利用情報等を含む）
2. 契約者の本サービスに係る異動（廃止、移転、名義変更等）の事実
3. 契約者による本サービスの利用情報
4. その他本サービスの提供に必要な範囲における契約者に係る本サービスに関する情報

第 10 条（接続環境の維持）

1. 契約者は、本サービスの利用に必要な端末設備等を自らの責任と費用負担において準備するものとします。
2. 前項の端末設備等以外、本サービスを利用するために必要なその他の機器、ソフトウェア等の利用に要する費用は契約者の負担とします。
3. 契約者は、本サービスの利用に支障を与えないために、端末設備等その他本サービスを利用するために必要な機器、ソフトウェア等を、正常に稼動するように自らの責任において維持・管理するものとします。

4. 前項にもかかわらず、当社が本サービスにおいて定める通信速度は、最高時のものであり、接続状況、契約者が保有する機器、ソフトウェア等の環境、その他理由により変化するものであることを、契約者は承諾するものとします。なお、当社は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。

第 11 条（本サービス利用契約の解除）

1. 契約者は、当社所定の手順・方法に基づいて、本サービスの利用契約または本規約に基づく契約者と当社との契約部分を解除することができます。この場合、契約者より当該通知を受けて、NTT 東日本・NTT 西日本による解約に係る処理が完了したものについては当該処理の完了日に利用契約の解約があったものとします。
2. 次条に定める解約違約金がある場合は、その支払義務を負うものとします。
3. 前項に基づき、本規約に基づく契約者と当社との契約部分が解除された場合は、当社との hi-ho 個人会員規約に基づく hi-ho のその他サービスの利用に関する契約は依然有効に存続します。

第 12 条（解約違約金）

本サービスの提供にあたり、契約者が自己の都合に基づき当該契約を途中解約する場合は、所定の解約違約金を支払うものとします。

第 13 条（遅延損害金）

当社は、本サービス利用者が利用契約に基づく料金その他の債務の支払を遅延したときは、本サービス利用者に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、年率 14.6%の割合（年当たりの割合は、平年に属する日については 365 日当たりの割合とし、閏年に属する日については 366 日当たりの割合とします。）による遅延損害金を請求することができるものとします。但し、電気通信事業法その他法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。

第 14 条（本サービスの変更、廃止）

1. 当社は、相応なる予告期間をもって、当社所定の方法（本サイトへの掲示を含みます）により契約者に通知することにより、本サービスの変更または廃止することができるものとします。
2. 当社は、前項による本サービスの変更または廃止については、当社の故意または重大なる過失に基づく場合を除き、契約者に対して一切責任を負わないものとします。

第 15 条（その他）

1. （問合せ窓口）
   本サービスの利用にあたり、NTT が直接提供する付加サービスに関する問合せは、NTTが受け付けるものとし、本サービスの内容に関する問合せは、当社が受け付けるものとします。
2. （本規約の変更）当社は、相応なる予告期間をもって、本サイト上への掲示により契約者に通知することにより、本規約および諸規定等を変更できるものとします。

第 16 条（機器のレンタル）

本サービスの利用にあたり、利用者が当社より、機器のレンタルの提供を受ける場合、当該レンタル（以下「本レンタル」といいます。）に関する条件は以下に定める通りとします。但し、「With games プラン」の利用にかかるゲーミングルーターのレンタルに関しては別途当社が定める「With games プラン 細則」の規定が適用され、本条は適用されないものとします。

1. レンタル期間
   利用契約が終了するときまでとします。
2. 対象機器
   当社が「hi-ho ひかり重要事項説明書」にて別途定める通りとします。
3. 引き渡し
   本レンタルにかかる利用契約が成立したことを当社にて確認した場合、当社と利用者との間で別段の合意がない限り、利用者が本サービスの契約において利用者の住所として指定した住所に発送する方法で引き渡すものとします。ただし、対象機器の在庫状況等に応じて、発送が遅滞する可能性があることを利用者は予め承諾するものとします。なお、引き渡しにかかる送料等は当社の負担とします。
4. 検査
   利用者は、対象機器を受領した日から5営業日以内（以下「検査期間」といいます。）に検査を行うものとし、問題がある場合は直ちに当社に通知するものとします。利用者から通知があった場合、当社は対象機器の状態に応じて交換その他の対応を行うものとします。また、検査期間中に利用者から当社に対して通知がない場合は、検査期間満了時に検査が完了したものとみなします。
5. レンタル料金
   当社が別紙または「hi-ho ひかり重要事項説明書」にて別途定める通りとします。
6. 対象機器の管理・利用

利用者は、対象機器を善良な管理者の注意義務をもって取り扱うものとし、当社からの引き渡し後は利用者の責任において利用・管理するものとします。当社は、第 4 項に定める検査完了後は、対象機器の瑕疵・不具合等について、対象機器の製造元が保証する範囲内でのみ責任を負うものとし、当該範囲を超えて責任を負わないものとします。なお、当社は、対象機器の正確性、有用性、完全性、その他利用者による利用について一切の保証を行わず、対象機器の利用に基づき利用者が損害を被った場合でも、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。

7. 返却
   本サービスの利用契約が終了した場合、利用者は、当社が指定する方法にて、当社が指定する場所に対象機器を返却するものとします。なお、当該返却にかかる費用は、利用者の負担とします。
8. 返却がない場合の特則
   本サービスの利用契約が終了してから 30 日以内に対象機器の返却が行われない場合、又は、返却された対象機器が故障、破損若しくは汚損していた場合（但し、通常の用法に基づく利用による自然故障、破損及び汚損は除きます。）、当社は、利用者に対して、当社に生じた損害金を請求できるものとし、利用者は直ちに支払うものとします。

附則：本規約は、2022 年 7 月 1 日以降に本サービスにお申込みいただいた場合に適用するものとします。
改訂日：2022 年 7 月 1 日
改訂日：2022 年 11 月 1 日
改訂日：2022 年 12 月 15 日
改訂日：2023 年 5 月 1 日
改訂日：2025 年 12 月 1 日
改訂日：2026 年 6 月 2 日
改訂日：2026 年 10 月 30 日

別紙

1.　hi-ho ひかりサービス詳細

料金表（サービスの内容は、第 3 条本サービスの内容について欄もご参照ください。）

【プロバイダがセットになったプラン】

サービスの種類	区分	月額利用料	単位
hi-ho ひかり ファミリーコース	戸建向け	4,950 円（税込 5,445 円）	1 契約あたり
hi-ho ひかり マンションコース	集合住宅向け	3,750 円（税込 4,125 円）	1 契約あたり
hi-ho ひかり ファミリーコース セレクト（H）	戸建向け	5,700 円（税込 6,270 円）	1 契約あたり
hi-ho ひかり マンションコース セレクト（H）	集合住宅向け	4,500 円（税込 4,950 円）	1 契約あたり
hi-ho ひかり ファミリーコース with ペット	戸建向け	6,250 円（税込 6,875 円）	1 契約あたり
hi-ho ひかり マンションコース with ペット	集合住宅向け	5,050 円（税込 5,555 円）	1 契約あたり
hi-ho ひかり ファミリーコース with games	戸建て向け	6,100 円（税込 6,710 円）	1 契約あたり
hi-ho ひかり マンションコース with games	集合住宅向け	4,900 円（税込 5,390 円）	1 契約当たり
hi-ho ひかり ファミリーコース with games ゲーミングルーターパック	戸建て向け	7,100 円（税込 7,810 円）	1 契約あたり
hi-ho ひかり マンションコース with games ゲーミングルーターパック	集合住宅向け	5,900 円（税込 6,490 円）	1 契約あたり
hi-ho ひかり ファミリーコース New スタンダード	戸建て向け	5,300 円（税込 5,830 円）	1 契約あたり
hi-ho ひかり マンションコース New スタンダード	集合住宅向け	4,200 円（税込 4,620 円）	1 契約あたり
hi-ho ひかり クロス ファミリーコース	戸建て向け	5,800 円（税込 6,380 円）	1 契約あたり
hi-ho ひかり クロス マンションコース	集合住宅向け	5,800 円（税込 6,380 円）	1 契約あたり
hi-ho ひかり クロス ファミリーコース with games	戸建て向け	7,400 円（税込 8,140 円）	1 契約あたり
hi-ho ひかり クロス マンションコース with games	集合住宅向け	7,400 円（税込 8,140 円）	1 契約あたり
hi-ho ひかり クロス ファミリーコース with games ゲーミングルーターパック	戸建て向け	10,400 円（税込 11,440 円）	1 契約あたり

hi-ho ひかり クロス マンションコース with games ゲーミングルーターパック	集合住宅向け	10,400 円（税込 11,440 円）	1 契約あたり

※割引やキャンペーンによって月額利用料が変更となる場合がございます。

■hi-ho ひかり（ファミリー/マンション）コース 最低利用期間/解約違約金

hi-ho ひかり（ファミリー/マンション）コースは、ご利用開始日から起算して 2 年間が契約期間となり、解約のお申し出がない場合、さらに 2 年間の契約として自動更新されます。解約違約金（解約事務に係る手数料を含みます。）は、以下の通りです。

ご利用年月	更新月以外 解約違約金（不課税）	更新月 解約違約金（不課税）
hi-ho ひかり ファミリーコース	4,950 円	0 円
hi-ho ひかり マンションコース	3,750 円	0 円
hi-ho ひかり ファミリーコース セレクト（H）	5,700 円	0 円
hi-ho ひかり マンションコースセレクト（H）	4,500 円	0 円
hi-ho ひかり ファミリーコース with ペット	5,750 円	0 円
hi-ho ひかり マンションコース with ペット	4,550 円	0 円
hi-ho ひかり ファミリーコース with games	5,600 円	0 円
hi-ho ひかり マンションコース with games	4,400 円	0 円
hi-ho ひかり ファミリーコース with games ゲーミングルーターパック	6,600 円	0 円
hi-ho ひかり マンションコース with games ゲーミングルーターパック	5,400 円	0 円
hi-ho ひかり ファミリーコース New スタンダード	5,300 円	0 円
hi-ho ひかり マンションコース New スタンダード	4,200 円	0 円
hi-ho ひかり クロス ファミリーコース	5,800 円	0 円
hi-ho ひかり クロス マンションコース	5,800 円	0 円
hi-ho ひかり クロス ファミリーコース with games	6,900 円	0 円
hi-ho ひかり クロス マンションコース with games	6,900 円	0 円
hi-ho ひかり クロス ファミリーコース with games ゲーミングルーターパック	9,900 円	0 円
hi-ho ひかり クロス マンションコース with games ゲーミングルーターパック	9,900 円	0 円

※更新月はご利用開始月を1ヶ月目として、24～26 ヶ月目です。以後 24 ヶ月後ごとに同様となります。

※割引やキャンペーンによって解約金が変更となる場合がございます。

【プロバイダがセットになっていないプラン※ 】

サービスの種類	区分	月額利用料	単位

hi-ho ひかり ライトプラン	戸建向け	データ通信量に応じて以下の通りとします。 ①200MB 以下 2,750 円(税込 3,025 円)(基本料金) ②200MB 超 1,200MB 未満 2,750 円(税込 3,025 円)(基本料金) ＋データ通信量 10MB あたり 30 円(従量料金) ※なお従量料金は、データ通信量 200MB を超過した部分に生じます。最大 3,000 円 (税込 3,300 円) ③1,200MB 以上 5,750 円(税込 6,325 円)(上限金額、従量料金含む)	1 契約あたり

※上記のほかに、プロバイダの利用料金を要します。

■hi-ho ひかりライトプラン 最低利用期間/解約違約金

hi-ho ひかり (ライトプラン)は、ご利用開始日から、起算して 2 年間が最低利用期間となり、解約のお申し出がない場合、さらに 2 年間の契約として自動更新されます。解約違約金(解約事務に係る手数料を含みます。)は、以下の通りです。

サービスの種類	更新月以外 解約違約金(不課税)	更新月 解約違約金(不課税)
hi-ho ひかり ライトプラン	2,750 円	0 円

※更新月はご利用開始月を1ヶ月目として、24～26 ヶ月目です。以後 24 ヶ月後ごとに同様となります。

2. hi-ho ひかりオプション

料金表(サービスの内容は、第 3 条本サービスの内容について欄もご参照ください。)

サービス名		月額利用料
hi-ho ひかり電話※		500 円(税込 550 円)
hi-ho ひかり電話オプション	発信元番号表示	400 円(税込 440 円)
	非通知番号ブロック	200 円(税込 220 円)
	割り込み電話着信	300 円(税込 330 円)
	迷惑電話ブロック	200 円(税込 220 円)
	ボイスワープ	500 円(税込 550 円)
	着信お知らせメール	100 円(税込 110 円)
hi-ho ひかり電話 A※1		1,500 円(税込 1,6500 円)
hi-ho ひかりテレビ		【2025 年 11 月まで】 750 円(税込 825 円)※2 【2025 年 12 月以降】 900 円(税込 990 円)※3
hi-ho ひかりリモートサポートサービス		500 円(税込 550 円)
hi-ho ひかりクロス 対応レンタルルータ		500 円(税込 550 円)

※1 別途 hi-ho ひかり電話対応機器利用料、通話料が発生致します。

※2 月額利用料の内訳は、hi-ho ひかりテレビ伝送サービス利用料：450 円(税込 495 円)、テレビ視聴サービス利用料：300 円(税込 330 円)となります。なお、テレビ視聴サービス利用料のご請求は、hi-ho ひかりテレビの料金に含めることで当社が代行します。
※3 月額利用料の内訳は、hi-ho ひかりテレビ伝送サービス利用料：450 円(税込 495 円)、テレビ視聴サービス利用料：450 円(税込 495 円)となります。なお、テレビ視聴サービス利用料のご請求は、hi-ho ひかりテレビの料金に含めることで当社が代行します。